

高齢者虐待防止のための指針

合同会社しずない介護サービス
認知症対応型共同生活介護
小規模多機能型居宅介護

1 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方について

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じる必要がある。

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護（以下「事業所」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 高齢者虐待防止委員会その他事業所内の組織について

事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 統括管理者
- ・ 管理者（各事業所）
- ・ 介護支援専門員
- ・ 介護職員の代表
- ・ その他、必要に応じ委員を指名することができる。

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年6回以上開催する。

尚、虐待事案発生時等、必要と認められた場合は随時委員会を開催することができる。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、事業所管理者とする。

3 高齢者虐待防止のための職員研修について

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ③ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法について

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制について

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるように努める。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び高齢者虐待防止担当者は、職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者

虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する

6 成年後見制度の利用支援について

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及びその家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

8 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年3月31日より施行する。